

確定申告、住民税申告は正しくお早めに！

平成18年 2月16日(木) ～ 3月15日(水)

今年も所得税・村民税の申告時期が近づいてきました。

平成十八年二月十六日(木) から平成十七年分の所得税・住民税(村民税)・国民健康保険税の申告が始まります。

申告は、昨年一年間の所得に対する税金を正しく計算するための大切な手続きです。

役場では、左のページの「所得税・住民税納税相談日程表」とおり、二月十八日(木) から三月一日(水)までの間、役場二階の会場におきまして地区別に納税相談を行います。

申告をしなければならぬ方は、「申告に必要なもの」をご準備いただき、会場へお越しください。

もし申告されなかったり、必要な事項が記入されていなかった場合は所得の証明や各種控除が受けられず不利益となりますので正しく申告をしてください。

また、所得税の確定申告については、インターネットを利用して国税

庁ホームページから申告書が作成できたり、申告書の書き方、税金についての質問コーナーなど分りやすく参考になりますので、是非ご利用ください。

申告すれば税金が戻る場合があります

確定申告の義務のない方でも、次のような場合、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

◎マイホームを新築しそのための費用を公庫や民間から借り入れ現在返済している方(住宅取得控除を年末調整で行っていない方)。

◎多額の医療費(所得金額の5%もしくは一〇万円以上、但し保険で補填された部分を除く)を支払った方。

◎年の途中で退職し、再就職をしなかった方などで、年末調整を受けていない方。

申告が必要な人

- 事業所得(商業、工業、農業、林業等からの所得)や不動産所得(地代、家賃)などがある方で、1年間の所得金額の合計額が、所得控除合計額を越える方。
- 土地、建物などを譲渡した方
- 給与収入が年間2,000万円を超える方。給与以外の所得が20万円を超える方。給与を2箇所以上から受けている方など。

確定申告(所得税)

- 平成18年1月1日現在、西粟倉村に居住されていた方。ただし、次の方は申告の必要がありません。
 - ・所得の無い配偶者、未成年者等の被扶養者。
 - ・給与所得だけの方で、勤務先から役場へ源泉徴収票が提出されている方。
 - ・所得税の確定申告書を提出された方。

住民税(村民税)

※平成17年中に収入が無かった方でも、国民健康保険税の算定や各種税の証明(児童手当等)等で必要となることがありますので、申告してください。

税務署では、確定申告の自書申告を推進しています。申告書はできるだけ自分で書きましょう。わからない点があればお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

- 所得税・消費税・贈与税等の国税について
◎津山市田町67 (午前9時～午後5時まで)
津山税務署 ☎(0868)22-3147代表
税務相談室 ☎(086)226-2186, (086)254-5847
- ◎インターネットホームページ
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>
タックスアンサー(税務相談室)
<http://www.taxanswer.nta.go.jp/>
- 住民税について
役場総務企画課 ☎79-2111
- 国民健康保険税について
役場保健福祉課 ☎79-7100

平成17年分所得税・住民税納税相談日程表

会場：役場2階会議室	
午前9時～午後4時30分	
2月16日(木)	別府
17日(金)	中土居
20日(月)	引谷
21日(火)	下土居
22日(水)	知社
23日(木)	影石・筏津
24日(金)	塩谷
27日(月)	猪之部・谷口
28日(火)	大茅
3月1日(水)	坂根・村堂住宅 期間中申告できなかった方

【申告に必要なもの】

- 税務署から申告書が届いている方は、必ずその申告書を持参してください。
 - 印鑑。
 - 給与所得者及び公的年金受給者の方は、源泉徴収票(本人交付用)
 - 農業所得申告される方は、収支計算書(帳簿)。
 - 医療費控除を受けられる方は、支払った医療費の領収書・明細書と、健康保険・生命保険などで補てんされる金額が判る明細書。
 - 国民年金保険料、生命・損害保険控除等の控除を受けられる方は、支払い保険料の証明書。
 - 住宅取得控除を受けられる方は、登記簿謄本・請負(売買)契約書・住宅取得にかかる借入金の年末残高証明書・住民票の写しなど。
 - 山林所得・土地、建物等の譲渡所得のある方は、売買契約書または明細書。
 - 税金の口座振替及び還付を受けられる方は、振込先がわかるもの(預金通帳等)。
- ※この他にもそれぞれの事例で必要な書類があります。早めに津山税務署もしくは、役場総務企画課までご相談ください。

※お願い：申告受付当日は、大変混み合いますので、できるだけ地区割り当ての日にお越しくださるようご協力お願い致します。

平成18年度住民税の主な税政改正点

平成18年度課税分から次のとおり改正されます。

◆65歳以上の老年者控除の廃止

住民税48万円(所得税50万円)が廃止されました。
※寡婦控除・寡夫控除が老年者の方にも適用されるようになります。

◆65歳以上の所得125万円以下の方の非課税措置の廃止

65歳以上で前年の所得が125万円以下の方の住民税非課税措置が廃止されます。
※経過措置として平成18年度から3年間で段階的に減額されます。

平成17年度以前	・・・非課税
平成18年度	・・・所得割・均等割税額の3分の1を課税
平成19年度	・・・所得割・均等割税額の3分の2を課税
平成20年度	・・・全額課税

◆定率減税の引き下げ

定率減税が、次のとおり2分の1に減額されます。

平成17年度住民税	・・・住民税所得割額の15%相当額(限度額4万円)	(平成16年分所得)
		↓
平成18年度住民税	・・・住民税所得割額の7.5%相当額(限度額2万円)	(平成17年分所得)

※所得税については、平成18年分から実施されます。

◆生計同一妻の均等割非課税措置の廃止

生計同一妻の均等割非課税措置が廃止され、平成17年度から経過措置として2分の1を負担していただいていたりましたが、平成18年度から全額負担になります。